



# ちょっと増やせる「付加年金」をご存じですか

## 国民年金付加年金制度とは

将来受け取る年金を少しでも増やしたいという方のための制度です。

月々の国民年金保険料に400円上乗せして納めることで、老齢基礎年金に「年額200円×付加年金保険料納付月数」の金額を上乗せして受給することができます。

例えば、10年間付加年金保険料を納付すると、合計48,000円の負担になりますが、老齢基礎年金に毎年24,000円上乗せすることができます。

なお、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)はありません。ただし、老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなりますのでご注意ください。

## 加入できる方

- ・ 自営業者などの国民年金の第1号被保険者。
  - ・ 60歳以上65歳未満の方などの国民年金の任意加入者。
- ※ただし、半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方・国民年金基金に加入中の方は加入できません。

## 加入の手続き

印鑑・基礎年金番号が分かるものを持参のうえ役場保険課、又は年金事務所でお申込みください。

## 納付方法

付加年金保険料は申し込んだ月分から納めて頂くこととなります。納付書による納付のほか、口座振替(前納による割引制度あり)による納付方法があります。付加年金保険料は当該月の翌月末(納期限)までに必ず納めてください。翌月末までに納められなかった場合、その月から付加納付を納めることができなくなります。再度、付加年金保険料の納付を希望される場合は、改めて申込みが必要となりますので、ご注意ください。

▶ 問い合わせ先=保険課 高齢者年金係 ☎(56)9129  
宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222

## 町臨時保育士の募集

希望される方は登録制になっていますので、次の問い合わせ先まで申し込みください。

- ▶ 資格条件=保育士の資格を有する方
- ▶ 勤務場所=大山保育所
- ▶ 問い合わせ先=福祉課 児童福祉係 ☎(56)9130

◎空メールアドレス：  
t-kamian-mail@sg-m.jp  
▼問い合わせ先＝  
企画課 情報広報係  
☎(56)9117



◎QRコード  
町では、「かみたんメール」を災害時緊急速報の提供手段として活用しています。QRコードかメールアドレスに空メールアドレスを送信して、手続きを進めてください。

「かみたんメール」登録のお願い

## 人・農地プランについて

平成24年度から国(農林水産省)が事業をスタートさせた「人・農地プラン」は、地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、将来誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づき、とりまとめるプラン(計画)で、上三川町は本郷・上三川・明治の3地区に分けて作成しました。

プランは定期的に更新され、掲載されることにより、下記のような支援事業や制度を利用することができます。

### 【新規就農支援】

・青年就農給付金(経営開始型)

45歳未満の新規就農者で、独立・自営で5年後には農業や関連事業で生計が成り立つような「経営開始計画」を立て、その計画が承認された場合、年間150万円を最長5年間給付します。

### 【農地集積支援(出し手)】

・農地集積協力金(経営転換協力金)

農業部門の減少や土地利用型農業からの経営転換、またはリタイヤする農業者、農地の相続人の方が農地利用集積円滑化団体(上三川町農業公社)を通じた貸し付け等により「地域の中心となる経営体」(地域の農業の担い手)に農地を提供する場合、面積に応じて協力金を交付します。

交付単価:30万円(0.5ha未満)、50万円(0.5~2.0ha未満)、70万円(2.0ha以上)

### 【農地集積支援(受け手)】

・規模拡大交付金

農地を面的集積するために、農地利用集積円滑化団体(上三川町農業公社)を通じた利用権設定を受けた面積に応じて規模拡大加算分を交付します。

交付単価:2万円/10a

※各種支援事業について交付要件等がありますので詳細についてはお問い合わせください。

▶問い合わせ先=産業振興課 農村振興係 ☎(56)9136

## デマンド交通の車両に広告を掲載しませんか

### ~広告主を募集します~

デマンド交通に使用している車両に、広告を掲載してくださる広告主を募集いたします。会社等のPR、イベントの宣伝などができますので是非ご活用ください。車内広告の掲載を希望する場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

#### ●掲載できる人は・・・

企業又は個人事業者等

#### ●掲載できない広告は・・・

法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるものなど。  
詳しくは町ホームページをご覧ください。



▶問い合わせ先=企画課 政策調整係 ☎(56)9118